科学研究費助成事業 研究成果報告書



6 月 2 2 日現在 平成 28 年

機関番号: 14303

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25289215

研究課題名(和文)重要文化的景観の選定・運用に関わる公益との調整シナリオの開発研究

研究課題名(英文)Study on regulation of different interest of stakeholders on the Cultural landscape

研究代表者

小野 芳朗 (ONO, Yoshiro)

京都工芸繊維大学・デザイン・建築学系・教授

研究者番号:50152541

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文):重要文化的景観を選定するためには選定の範囲と関係者間の利害調整、報告書の作成が必要である。本研究では3年間に四国四万十川、熊本南阿蘇、天草諸島、長崎平戸、外海、京都岡崎を調査し、その利害調整のプロセスについて検討した。 その結果、地元自治体の担当者の推進力と、選定委員長の取りまとめ方、異なる利害関係者の円卓会議への協力、学識経験者の歴史的事象の検証と、文化活動の発掘、景観的価値など当該地域への価値付けがなされていくことが選定の要素であることが分かった。また文化庁による文化的景観選定の先に世界文化遺産を目標にしたところは比較的早く利害調整が可能であった。 調整が可能であった。

研究成果の概要(英文): It is necessary for the selection of Cultural landscape by Agency of culture to decide the area of the landscape, regulation of the intrest among the stakeholders and making up the report. In these 3 years, we investigated Shimanto river in shikoku iskand, Amakusa islands, Hirado city in Nagasaki, Minami-aso in kumamoto, Tonomi in Nagasaki and Okazaki area in Kyoto City. In order to regulate the stakeholders, the necessity of the promotion by leader in the bureau, the chairman's leadership, collaboration of different interest of stakeholders and inspecting the historical fact and valuation of cultural things in the area.

研究分野: 建築学

キーワード: 重要文化的景観 利害関係者 価値付け 世界文化遺産

1.研究開始当初の背景

【重要文化的景観の選定、及び運用における 問題点】 重要文化的景観は、平成 16 年の 文化財保護法改正により新たに「地域におけ る人々の生活又は生業 及び当該地域の風土 により形成された景観地で我が国民の生活 又は生業の理解のため欠くことのでき ない もの」(同法第2条第1項第5号)とされ ている。その特徴にある場の変化の方法の評 価があげられる。それは、景観を構成する要 素は変化をしながらも、場のアイデンティテ ィが保たれ続けるシス テムと、変化とはい え時代の重層性を有するプロセスがあげら れる。また、たとえば水路空間であると、 それが歴史的水路網であるのか、あるいは水 路内の生態系に意味があるのかという、価値 の根幹 の立ち位置が重要視される。 文化的景観は、それが文化財の有する宿命と はいえ、同じく開発と維持管理を含めて、公 共的 事業との価値の衝突にしばしば直面し ている。文化財保護法第 139 条第 32 項に は、文化庁長官は「重 要文化的景観の現状 の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し 必要な指導、助言又は勧告をすること がで きる」と書かれており、一旦選定されるとそ の現状変更に手続きを要するため、公共事業 がその 地区選定を躊躇する場面が屡々起こ る。一方、第 141 条第 1 項には「特に、関 係者の所有権、鉱業権 その他の財産権を尊 重するとともに、国土の開発その他の公益と の調整及び農林水産業その他の地域 におけ る産業との調和に留意しなければならない」 とあり、公益の阻害を防止するための「調整」 を うたってはいる。しかしながら、その調 整をどうやって実施し、公益との同意に至る かについては示 されていない。 我々は、文 化的景観の調査、および選定に関わる学術的 研究や、行政的調整を十分経験しており、そ の中でこのような衝突の場面に直面するこ とが頻繁である。そして、その衝突は現在 の ところ、利害関係者間の人間関係の中で処理 されることが多いのも事実である。また、こ うした調 整に至る科学的検討はほとんど為 されていないのが実情である。 【最も変遷 と利害の複雑な水系】 一方、景観構成要素 の中で重要とされるものに水系(水路、運河、 水辺など)がある。1995年、ベ ルリンで開 催された第 19 回世界遺産会議では、運河を、 「歴史的・技術的視点から見て顕著な普遍的 価値を有するもの」であり、それは、「様々 な価値及び関係性の総体として証明される べきもの」であ り、その重要性は「技術・ 経済・社会・景観上の諸要素によって示され る必要がある」と作業指針中 に示された。 これは、換言すれば、変遷しやすい水路面と、 利害の複雑に絡まる線状の水面は、複数 の 価値観によって構成されるものである、とい うことにある。そのことは文化的景観の選定 と運用の 場合で、複数の利害関係者、とく に水面とその施設を保護したい側と、水面を

利用し、そのための施 設改善と保全をすすのる公共的利益との衝突を暗示するものはまた、水系は近世までは多くにあり、大規模な土地村である寺社のもつ土 地を耕作する農村に至り土地所有ととも高が、ながに至り土地所有ととも現代に至り土地所有ととも現場によるが、なが関係である。近代に至り土地所有とは現事であるが、なが関係である。では、本語ののは、なが関係である。とで、本研究の主題であるを文化財としての景観の保護と、公益のといり、上がってくるが関係できる。

2.研究の目的

1. 既選定、あるいは選定・調査中の文化 的景観地区の、選定・運用と公共事業との利 害調整システ ムが存在するのか、存在する とすればどのような形で機能しているのか。 多くは当該地域首長や 学識経験者の主導と いう、個人的力量に委ねられてきたものとさ れている。本研究のチームには 本年 8 月ま で奈良文化財研究所景観室長として、文化的 景観選定調査の先頭に立ってきた研究者 を 機関に配置したため(清水重敦) この情報 ネットワークを有効に利用し、これら全国の いくつ かの地区の実態調査と、インベント リー作成を行う。 2. 本研究の代表者・分 担者は、その研究基盤を都市形成の歴史的検 証に置きながら、一方で文化的 景観選定地 の調査(未調査地も含み)を行っている。し たがって、上記1の既選定地の調査を比 較 事例として、勤務地に近く我々が直接関わっ ている京都・亀岡盆地、琵琶湖畔の対象候補 地に ついて、文化財担当局の求める選定地 区・施設と、公共的事業の対立点を明らかに し、その間に 横たわる衝突事項を浮かび上 がらせ、その調整方法についてのデータを収 集する能力に長けてい る。対象とする地が いずれも水面を含む空間であることは、文化 的景観の一重要構成要素が水面 であること を裏付けるものでもある。水の少ない乾いた 京都盆地と、水の豊かな琵琶湖畔を対象 に、 水系の機能性(治水、利水、排水) すなわ ち今日の公共的事業につながる制水機能の 時間的 変遷を、近代以前まで遡って文献と フィールド調査することで、景観形成の要素 を史的にも実証 して位置づけていくととも に、評価調整のためのスペック抽出を行う。 3. 事例を通して得られたデータと、公共 (土木)事業との共存を図るためのシステム を呈示する。 前項で示したように、文化財 保護法には公益との調整がうたわれている ものの具体策は示されて いない。研究の終 段階では問題解決するためのツール呈示と その試行が目標となる。研究開始 時の現状 でのあくまで予測ではあるが、 地域の利害 関係者間で高次の目標の設定がなされるこ

と。たとえば、「世界文化遺産に登録」されること、など。 調整機関の「箱」を構成すること。 この際、土木・建築局、農林水産局、鉱業局など現場公益に直接関わる地方自治体の部局参加は 必須と考えられ、首長の指導のもと、学識経験者による委員会のみではなく、同レベルでのラウ ンドテーブルを用意する、などが考えられる。

3.研究の方法

本研究は 3 段階からなる。1.重要文化 的景観地区の選定・運用に関わる公益との衝 突とそのメカニズム、調整方法の事例収集: これにより、主題である景観保存と公益保護 の問題点を明らかにできる。 2.選定地で の事例研究:研究参画者は各々文化的景観選 定の委員を経験、あるいは任命さ れており、 担当地域における景観保全と公益保護の衝 突・調整の事例につき収集、解析する。3. 選定・運用 のための調整機構設置の提案と、 解決シナリオの提示:景観保全と公益保護の 合意に至る調整機構を各担当地 域に適用・ 試行することにより、その有効性を検証する とともに、各自治体での文化財保護担当、土 木・建 築など公益担当、地域住民を交えた 調整ツールを探るヒアリングを実施した。

4.研究成果

重要文化的景観を選定するためには、選定 地の調査と、選定範囲の策定と関係者間の利 害調整、報告書の作成が必要である。そのプロセスの中で本研究のテーマとする利害調 整のプロセスが見えてきた。

平成 25 年度より、四国・四万十川流域、 熊本南阿蘇地域、天草諸島、長崎県平戸市、 長崎県外海地区に赴き、地元自治体の文化財 担当者(教区委員会である場合が多い)から 発案から選定に至るプロセスをヒアリング した。第一に、調査段階で選定対象地域の文 化的、景観的価値を発見、もしくは検証する ことがある。それは空間の歴史的事象を検証 すること、地域での生業を含む文化的活動の 実態把握、景観として優れている点などであ るが、このプロセスで何を選定地域の中に入 れるかで利害関係が生じる。対象にはいると、 修繕ができない、変更に文化庁長官の許可が 必要になるなど、文化財保護法令上の制限に 難色を示す、とくに既存施設や開発主体から のクレームが生じる。

このことはすべての地域に共通することであった。たとえば、最終年度の調査対象であった京都・岡崎は琵琶湖疏水がその軸になったが、京都市上下水道局の施設であるため、また水道水源ともなっているため、修復、保全をめぐって文化市民局と対立した。文化的には文化財対象となる建物も、上下水道局には維持管理の困難なものをめぐって選定対象とするかの議論があった。

ひとつは、選定地域の様々な事象の「価値 付け」作業があり、これは学識経験者の委員 会でなされたが、このプロセスで、関係者に 価値の共有がなされることが重要である。ま た円卓に座ることは担当者の交渉力、委員長 の熱意、時には行政上層からの指示などが必 要となる。また当該地域の所有者がだれのも のなのかも作業を進めるうえでひとつの要 素であり、公共のものであると作業はすすめ やすく、民有地であると交渉に時間がかかる。 さらに文化的景観になるという市民の支持 も必要であり、こうした関係者を巻き込んで の周知は、一種官製のムーブメントである。 利害関係の異なる関係者に価値の共有は必 要と記したが、文化的景観の先に世界文化遺 産登録を目指すという共通の目標を掲げた 地域もあり、このことは作業に向けて最も効 果的な共有意識であった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

小野芳朗・西寺秀・<u>中嶋節子</u>、京都・南禅寺 界隈庭園における琵琶湖疏水の水利用、日本 建 築 学 会 計 画 系 論 文 集 、 79, 698, 1025-1034,2014

[学会発表](計件)

[図書](計1件)

<u>小野芳朗</u>、水系都市京都-水インフラと都市 経営、思文閣出版、2015

〔産業財産権〕

出願状況(計件)

名称: 発明者: 権利者: 種号: 番号: 田内外の別:

取得状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

小野芳朗 (ONO, Yoshiro) 京都工芸繊維大学・デザイン・建築学 系・教授

研究者番号:50152541

(2)研究分担者

中川理 (NAKAGAWA, Osamu)

京都工芸繊維大学・デザイン・建築学

系・教授

研究者番号: 60212081

清水重敦 (SHIMIZU, Shige 'atsu) 京都工芸繊維大学・デザイン・建築学 系・准教授

研究者番号: 40321624

中嶋節子(NAKAJIMA, Setsuko) 京都大学大学院・人間・環境学研究科 ・教授

研究者番号: 20295710

岩本馨 (IWAMOTO, Kaoru)

京都工芸繊維大学・デザイン・建築学

系・講師

研究者番号: 00432419

山口敬太 (YAMAGUCHI, Keita) 京都大学大学院・工学研究科・助教 研究者番号:80565531

(3)連携研究者

()

研究者番号: